


# 牛久市からのお知らせです

	<b>茨城県 牛久市役所</b> 住所 茨城県牛久市中央 3-15-1 Tel:029-873-2111 Fax:029-873-2512
---	---

件名	特定空家等の略式代執行の実施について（田宮町地内）		
日時	平成31年3月25日（月） 午前9：00より着手予定		
場所	牛久市田宮町字新山1084番地20 及び1084番地22	TEL	余白
執行者	牛久市	TEL	029-873-2111（内線2531）
目的	牛久市では、周辺的生活環境の保全を図るため、牛久市田宮町地内の空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「空家法」という。）第2条第2項に規定される特定空家等について、空家法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行を行う。		
内容	<p><b>1. 対象となる建築物等の所在地等</b> 所在地 牛久市田宮町1084番地20及び1084番地22</p> <p><b>2. 執行内容</b> 特定空家等の除却</p> <p><b>3. 執行者</b> 牛久市</p> <p><b>4. 執行責任者</b> 牛久市建設部空家対策課 課長 柴田 賢治</p> <p><b>5. 執行日</b> 平成31年3月25日（月） ※平成31年3月25日（月）午前9時から代執行開始宣言後、着手予定。 ※天候等の状況により、着手日及び執行期間が変更する場合があります。</p> <p><b>6. 略式代執行を行う理由</b> 当該特定空家等は、草木の繁茂、建物の腐朽等が進み、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしているため、市では当該特定空家等の所有者等を、不動産登記、住民票、戸籍、税等の情報等に基づく調査を行ったが、必要な措置を命ぜられるべき者を確知することができなかった。 平成31年1月17日付牛久市告示第5号において、その措置を行うべき旨、公告を行いましたが、措置期限までに措置が実施されなかった。</p>		

そのため、当該特定空家等をこのまま放置することは著しく公益に反することから、空家法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施する。

## 7. 参考

### 位置図



### 写真



担当部  
課

建設部空家対策課

TEL

029-873-2111 (内線 2531)